

岩手県告示第662号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成28年8月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成28年7月26日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号又は名称 株式会社アルファ建設
  - (2) 主たる営業所の所在地 一関市大手町3番1号
  - (3) 代表者の氏名 佐々木市郎
  - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第70022号
- 3 処分の内容 営業の停止命令
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
  - (2) 期間 平成28年8月10日から同月16日までの7日間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者の元取締役ほか1名が、同社の事業活動に伴って生じた廃棄物であるコンクリートがら等をみだりに捨てたことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反に当たるとして、元取締役が盛岡地方裁判所から懲役1年（執行猶予3年）及び罰金50万円の判決を受け、その刑が確定している。このことが、法第28条第1項第3号に該当すると認められる。